

瑞穂町議会モニター要綱

〔令和3年3月25日
議会告示第1号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、瑞穂町議会基本条例（令和2年条例第24号）第23条第3項及び第4項の規定に基づき設置する議会モニターに関し、必要な事項を定めます。

（メンバー構成）

第2条 議会モニターは、瑞穂町の区域内に在住又は在勤する者7人以内で構成します。

（資格）

第3条 議会モニターは、次に掲げる要件を満たす者とします。

- （1）年齢が18歳以上であること。
- （2）前向きで建設的な話し合いに協力できること。

（役割）

第4条 議会モニターは、次に掲げることを行います。

- （1）本会議、委員会及び全員協議会を可能な範囲で傍聴し、会議に関する意見を述べることができます。
- （2）瑞穂町議会だより及び瑞穂町議会ホームページに関する意見を述べることができます。
- （3）委員会等から要請があった場合、会議に参加し、求めに応じて意見等を述べることができます。
- （4）前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めることを行うことができます。

（意見の扱い）

第5条 議長は、議会モニターから意見等があったときは、それを取りまとめ、必要に応じ関係する会議に当該取りまとめた結果を送付し、当該会議において協議させるものとします。

（募集方法）

第6条 議会モニターは、公募とします。ただし、議長が適当と認める団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができるものと

します。

(委嘱)

第7条 議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱します。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとします。

(解任)

第8条 議長は、議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該議会モニターを解任することができます。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

(任期)

第9条 議会モニターの任期は、1年とします。ただし、再任を妨げません。

(謝礼)

第10条 議会モニターは、無償とします。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めます。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。